

## 室蘭工業大学市民懇談会設置要項

平成16年4月1日  
学長伺定

(設置目的)

第1条 室蘭工業大学が、地域とともに発展するため、広く地域の方々と意見を交換することを目的として、学長のもとに室蘭工業大学市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(学外委員)

第2条 市民懇談会の学外委員は15名程度とし、次に掲げる者を学長が委嘱する。

- (1) 室蘭市、登別市及び伊達市の代表者 各1名
- (2) 地域経済界及び産業界等の関係者 3名
- (3) 地域教育界及び言論界の関係者 3名
- (4) 公募による室蘭市並びに近隣市町村の市民等 若干名

(学内委員)

第3条 市民懇談会の学内委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤の者に限る。）
- (3) 副学長のうちから学長が指名する者
- (4) 附属図書館長
- (5) 事務局長
- (6) その他市民懇談会の懇談テーマにより学長が指名する者

(学外委員の任期)

第4条 学外委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(市民懇談会の開催)

第5条 市民懇談会は、毎年度必要に応じて開催する。

(事務)

第6条 市民懇談会に関する事務は、総務課で処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(実施期日)

第1条 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

(委員の任期の特例)

第2条 この要項実施後、最初の学外委員は、室蘭工業大学市民懇談会設置要項（平成12年3月31日学長裁定）の規定により委嘱されていた学外委員とし、その任期は残任期間とする。